

### 新庁舎問題の

### 商店街関係者への説明は？

(日本共産党西条市議団)

#### 問

紺屋町商店街整備事業は、平成20年7月に決定した西条市中心市街地活性化基本計画の中で、これを平成20年度から24年度の間で事業着手、完了するとしたもので、この基本計画に基づき、地元商店主や地権者を中心とした関係住民とこれまでに数十回にわたる話し

#### 答

新庁舎の建設問題は、紺屋町商店街はもとより、多数の職員が働く市役所をはじめ、裁判所、税務署などの官公署、多数の生徒が通学する西条高校の存在は非常に大きな関心事であると認識をしている。

合い、意見聴取を行ってきた。しかしながら、紺屋町商店街の発展にとって一つの大きな要素である市庁舎の存在、場所に関する新庁舎問題調査特別委員会の設置がされていることを、なぜ商店街関係者との協議の中で話さなかったのか。

大きな関心を寄せる商店街関係者にとって、この特別委員会の設置については周知の事実であると認識をしている。

今回の紺屋町商店街の整備については、新庁舎の建設という話題はあるものの、現在の疲弊した状況を何とかして打破したい、再び元気にぎわいのある商店街をよみがえらせたいという思いで、これまで検討を積み重ねているところであり、地元の熱意、意気込みは盛り上がっているかと判断をしている。

今後、この特別委員会での審査内容や必要な情報などについては、随時商店街関係者にも提供し、商店街の自立に向けた地元の動向を最大限支援していきたい。

利用者等の不安解消は？  
無償譲渡後の福祉施設

無償譲渡される福祉施設の今後の経営状況に対する市のかかり方について問

また、現在入所している利用者の今後の経済的負担や環境の

変化及び施設に勤務する職員

今後の処遇はどうなるのか。

今回移譲する5施設に関して、市の監督権限等は法的にないが、市としても利用者の処遇向上と適切な施設管理を見守っていく責任があり、今後、移譲先法人と締結する「建物等無償譲渡契約書」及び「運営協定」などの中で、市の指導・監督権限を明確に規定し、適正かつ厳正なチェック体制を整えていきたい。

利用者の負担としては、サービス利用に係る自己負担金の変化、あるいは環境の変化に伴う心理的な負担(ストレス)が考えられる。

自己負担金については、公立、民営にかかわらず、国において自己負担金の算定方法が一律に規定されているため、今回の民間移譲により、利用者の自己負担金が変わることはない。

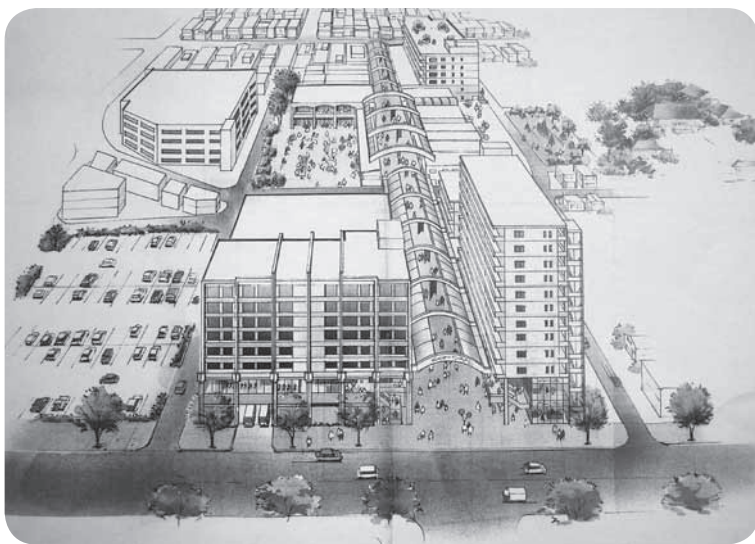
環境の変化、特に支援員等の交代に伴う利用者のストレスについては、利用者の処遇向上の観点から特に重要事項として取り組むことが必要であり、現在勤務している臨時職員などの継続的な雇用及び移譲先法人の職

員による移譲先施設でのじゅうぶんな引継ぎ研修などの実施について、移譲先法人と協議したい。

職員今後の処遇において、正規職員は、通常の人事異動の中で配置転換が行われるが、希望する職員は、引き続き施設で勤務できるように移譲先法人と協議したい。

臨時職員などについては、利用者に対する急激な人的環境の変化を起ささないという観点からも、募集要項の中で、移譲後の施設での就労を希望する場合は、積極的に雇用することを規定しており、移譲先法人からも積極的な提案をいただいている。

また、現在入所している利用者の今後の経済的負担や環境の



紺屋町商店街完成予想図

こうした中、平成21年12月定例市議会において設置された新庁舎問題調査特別委員会については、新聞報道や市議会だよりにおいても、広報されており、



東予学園の運動会